

第 3 6 号

令和 8 年 1 月 20 日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市環境影響評価審査会

会長 市川 陽一

令和 7 年 12 月 17 日、神戸市環境影響評価等に関する条例第 8 条の 10 第 3 項の規定に基づき、市長から意見を求められた「三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業」の実施計画書から評価書までの手続（以下「環境影響評価手続等」という。）を実施するべきかどうかの判定について、慎重に審議を重ねたので、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を述べる。

記

神戸市環境影響評価等技術指針（平成 25 年 4 月改定）に示す、環境影響評価手続等を必要と判定する場合の基本的な考え方には該当しないため、環境影響評価手続等を行う必要はないと考えられる。

なお、市長は、次に挙げる事項を事業者に実施させるよう適正に指導されたい。

（1）地下水質

環境基準を超過した地下水が拡散しないよう、地下水の状況を注視し、地下水を汲み上げる必要が生じた場合は地下水の拡散防止措置等を講じること。

（2）景観

事業実施区域周辺の農村景観を景観資源として捉え、敷地の造成計画や緑化法面と植栽の検討にあたっては、スケールとデザインの両面で周辺景観との調和に配慮すること。

(3) 動物、植物、生態系

- ア 農地の整備等に伴う畦や法面の草地の表土を畦に利用するなど、希少種だけではなく周辺環境の生態系全体を移植するという視点からビオトープを整備することが望ましい。
- イ 事業実施区域内で確認された生物種の生態を踏まえ、ビオトープは生態系として十分な面積や機能を確保することが望ましい。
- ウ 夜間照明による動物、植物及び生態系への影響を低減するため照明の種類についても検討すること。
- エ 本事業が動物、植物及び生態系におよぼす影響については、事業実施区域だけではなく、その周辺区域についても配慮すること。
- オ 判定願において、動物、植物の現地調査を実施する旨が記載されているが、この現地調査を確実に実施し、結果を調査実施後速やかに本審査会に報告すること。
- カ 移設、移植後の定着状況のモニタリングの結果、定着数の減少の兆候が見られる場合は対応策を検討し、適宜実行すること。

(4) 地球温暖化

- ア 省エネルギー対策について、技術の進展に合わせて可能な限り新技術の導入を検討すること。
- イ 再生可能エネルギー等の活用にあたっては、災害時にも稼働が求められる病院としての性質も考慮して検討すること。

(5) その他

- ア 事業の実施にあたっては、関係行政機関等との情報共有体制を整備すること。
- イ 事前配慮書手続及び判定手続で予測した環境影響に大きな差異が生じた場合や、現時点で予測し得なかつた環境影響が生じた場合は、関係行政機関等に報告の上、情報共有するとともに、適切な環境保全措置を速やかに行うこと。